

## 一般社団法人 埼玉県作業療法士会倫理委員会規程

2025年8月15日

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人埼玉県作業療法士会（以下、本会）倫理委員会（以下、委員会）の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。その業務にあたっては、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、OT協会）の「倫理綱領」に基づいて行うものとする。

#### (1) 会員の倫理向上

- ①OT協会の「作業療法士の職業倫理指針」の会員への周知と実施に向けた支援
- ②本会の各部・委員会及びOT協会との連携・協力

#### (2) 倫理対応体制の整備に向けた支援

- ①会員が勤務する職場における倫理対応体制の整備に向けた情報提供
- ②倫理に関する情報の共有化・交換のための環境整備

#### (3) 倫理相談への対応

- ①会員からの倫理相談への対応
- ②会員以外からの問合せ・報告・相談等への対応
- ③OT協会への相談・連絡

#### (4) 会員の倫理審査

- ①当該事案の当事者等に対する調査
- ②会員の倫理問題案件に関する審査
- ③審査結果の会長への上申

#### (5) その他

- ①本規程の変更に関する審議
- ②職業倫理に関する他団体との情報交換・連携
- ③その他、倫理委員会が必要と認める業務なお、本会が行う研究に関わる倫理審査等については、別に定める学術部が行うこととする。

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、正会員のうちから選任し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 副委員長は、委員長が委員のうちから選出する。
- 4 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、そ

の職務を代行する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、委員長が正会員のうちから選任し、会長が委嘱する。

2 委員は3人以上5人以内とする。

3 委員長、副委員長及び委員がその任にふさわしくないと判断される場合には、理事会の審議を経て会長が解任する。

4 委員会が必要と認めた場合、会員以外の学識経験者より意見を聞くことができる。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

3 委員会は、原則として非公開とする。

4 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮り、当該会員等を参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第6条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

(人権尊重)

第7条 委員長及び委員は、会員及び関係者の人権を最大限尊重し、情報収集・事実関係の把握等に際しては、慎重且つ細心の注意をもって当たらなければならない。

2 本会各部・委員会及び倫理担当者等にも、会員及び関係者の人権尊重の一般原則を啓発する。

(守秘義務)

第8条 委員長及び委員は、職務上知り得た個人情報や本会の不利益となるような情報を漏らしてはならず、その職務を辞めた後も同様とする。しかし、公益上必要と認められた場合には、その限りではない。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補足)

第 10 条

本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の審議を経て理事会の議決によらなければならない。

附則

1. 本規程は、2025 年 8 月 15 日より施行する